

# 金沢地裁

# 訴因追加で有罪判決

## 北陸道死亡事故 「35キロに減速必要」

金沢市の北陸道で2009年2月、トラックで男性をはねて死亡させたとして、自動車運転過失致死罪に問われた大阪府東大阪市の会社員佐原政樹被告(26)の判決が2日、金沢地裁であった。神坂尚裁判長は「障害物を確認した際、回避できる程度に速度を調節する義務を怠った」と述べ、禁錮6月、執行猶予2年(求刑・禁錮2年)の有罪判決を言い渡した。

## 弁護側 「異常で特異な先例」

判決によると、佐原被告は09年2月17日未明、金沢市の北陸道下り線でトラックを時速約82〜89キロで運転中、速度を調節する注意義務を怠り、路上に事故で停車していたワゴン車から出てきた男性(当時39歳)をはねて死亡させた。

公判で、検察側は「被告が時速50キロの臨時速度規制を守らず、前方を注視する義務を怠った」と主張。当初の判決予定日だった昨年3月末には裁判官の勧告を受け、事故現場の手前で高速

故の表示がされていないなかった」として、いずれも検察側の主張を退けた。

そのうえで、神坂裁判長は、雪などで視界が相当悪い状況にもかかわらず、被告が規制を上回る速度で走行し、男性が死亡した結果が重大として、「障害物を発見した際、ブレーキなどで回避できる程度に速度を調節する義務が課せられていた」と指摘。「現実には相当困難が伴う」としながらも、「事故回避には、規制を下回る時速35キロで走行する必要があった」と過失

を認定した。

弁護側は判決後、「高速道路上で時速35キロまでの調節義務を求められるのは、異常で特異な先例だ。社会的に大きな影響があり、1審で確定させるべきではないと思う」と話した。

交通裁判に詳しい高山俊吉弁護士は「常に障害物を予測し、速度を調節して運転する」という義務があると判断は、乱暴でおかしい。なぜ有罪にしたのか不合理で、結論ありきを感じる」としている。

「職権行使限界超す」

公判を巡っては、当初の判決期日だった昨年3月29日、当時の裁判官が判決を言い渡さず、検察側に速度調節義務違反を予備的訴因に加えるよう勧告し、審理を再開していた。

弁護側は、初公判前に約1年間かけて行われた公判前整理手続きで、検察側が「過失の構成について(速度調節義務違反などの)訴因変更はない」としていたと指摘。「新たな防衛活動をして、賄えない不利益が発生した」などと訴訟指揮を批判していた。

神坂裁判長は判決で、「被告は2年半以上、不安定な地位に置かれており、その原因の中には審理経過にかかわる事情が存在することはない」と述べた。

木谷明・法政大学大学院教授(刑事法)は「裁判所が、検察に対し、公判前手続きで検察が追加しないと明言していた速度調節義務違反の訴因の追加を勧告した点は、職権行使の限界を超えている」と話している。

判決は、路面凍結などから、「50キロで走っていても、事故を回避することは不可能であった」と前方注視義務違反を認めず、電光表示についても、被告の直後に通った男性の証言から「事